

(様式9)

倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務 応募に関する質問書

No.	区分	資料名	掲載箇所	内 容	回 答
1	一般	①倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理者募集要項	5 指定管理料	目安となる施設運営収入のうち、①施設利用料収入4,388千円程度/年の内訳をご提示願います。	令和5年度の①施設利用料収入をベースに現指定管理期間における市内個人使用料の減額(500円⇒300円)の影響と①の年率2%の増加を見込み令和7～11年度の収入総額を算出し、指定管理期間である5年で除したものが4,388千円となっております。
2	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	2 施設の開場日時等 (1) 開場日時	供用時間は、専用利用と個人利用とで統一する必要がありますか。	条例に規定する供用時間を短縮するものでなければ、統一する必要はないと考えておりますが、事前に倉敷市と協議し、承認を得る必要があります。
3	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	2 施設の開場日時等 (1) 開場日時	供用時間は条例に規定されており、指定管理者が短縮運用を行うことができないのは承知しておりますが、夏場の午後の利用者は非常に少ない現状があります。また、コース内に日よけ等の事故防止対策をとることが難しいため、高齢者の熱中症による事故防止の観点から、短縮運用を可能にしたいだけではないでしょうか。  例) 5月～8月 サマータイム運用で7:00～12:00(大会は除く)	供用時間を変更するには条例を改正する必要がありますので、現時点では供用時間の短縮はできません。

				4月・9月 7:00～17:00 3月 8:30～17:00 など	
4	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	2 施設の開場日時等 (1) 開場日時	No.3のほか、熱中症による事故防止の観点から、夏場の利用のほとんどない日中を休館時間とすることは可能でしょうか。  例) 11:00～16:00 休館	No. 3の回答のとおり、一時休館も供用時間の変更にあたると考えます。
5	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	9 広報とスポーツ情報の提供  (1) インターネットのホームページの開設、更新等は、倉敷市のホームページと連携すること。	「インターネットのホームページの開設、更新等」とは、現行の「倉敷市スポーツ情報サイト」を使用してPRしていくという認識でよろしいですか。  また、「倉敷市のホームページと連携すること」とは、リンクさせるという認識でよろしいですか。	いずれもその認識でよいです。
6	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	10 業務専従者の配置、勤務体制	「供用時間内は、管理等事務室内に業務専従者を少なくとも1名配置」とありますが、券売機設置や電話の転送等により受付業務に対応可能な体制をとった場合、一部の時間帯において室内を無人とすることは可能ですか。	業務水準書に示しているとおり、供用時間内に業務専従者を少なくとも1名配置する必要があると考えております。
7	一般	②倉敷市グラウンド・ゴルフ場指定管理業務水準書	16 公認の更新について	認定コースとなる要件を満たす範囲であれば、次のような提案は可能ですか。  例) コース一部の人工芝化、レイアウト変更など	業務水準書に示しているとおり、事前に倉敷市との協議を行い、原状復帰できるものであれば可能と考えております。

8	一般			プレー中に休憩できるよう、コース内にベンチ（腰かけ）を設置することは可能ですか。	事前に倉敷市との協議を行い、芝生への影響が少なく、原状復帰できるものであれば可能と考えております。
9	一般			利用者の日よけ対策として、コース内へ植栽することは可能ですか。	No. 8の回答をご参照ください。